

新型コロナウイルスワクチンの接種を実施しています

町民センターで実施の新型コロナウイルスワクチン3回目の集団接種は、5月14日で終了しました。
今後接種を希望される方は、千葉内科医院で受けることができます。なお、基礎疾患のある方は、町外のかかりつけ医でも接種できる場合がありますので、直接医療機関にお問い合わせください。1・2回目が未接種で接種を希望する方は、町コロナワクチン予約専用ダイヤル(☎0570・666・764)にお問い合わせください。

3回目接種の日程が短縮されました

5月25日から、2回目接種から3回目接種までの間隔が、5か月以上経過後に変更となりました。

- ▼接種券送付時期
令和4年1月以降の方
3回目の接種券を6月下旬以降に順次発送します。
- 12歳の誕生日を迎える方
2回目接種日から5か月経過後に3回目の接種券を発送します。
- ▼接種場所 千葉内科医院

問い合わせ先

- 知や7月号広報、町ホームページ等でお知らせします。
- 接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ
●町コロナワクチン予約専用ダイヤル
☎0570・666・764
(平日午前9時～午後4時)
ワクチン接種のリスクや副反応に係る相談等、医学的知見が必要となる専門的なお問い合わせ
●秋田県新型コロナウイルスワクチン相談センター
☎0570・066・567
(午前8時～午後5時)
 - 秋田県新型コロナウイルスワクチン小児接種専用相談センター

新型コロナワクチン 町の3回目接種率は79.1%

新型コロナウイルスワクチンの、町民の接種率は以下の表のとおりです。
接種者数は、ワクチン接種記録システム(VRS)の速報値です。実際の数値とは多少異なる場合があります。

▶12歳以上のワクチン接種率(令和4年5月25日時点)

	接種者数	接種率
1回目	7,884人	96.5%
2回目	7,752人	94.9%
3回目	6,468人	79.1%

※接種率は、令和4年1月1日の12歳以上人口により算定

▶5歳～11歳のワクチン接種率(令和4年5月25日時点)

	接種者数	接種率
1回目 (5月27日までの予約者含む)	205人	66.1%

※接種率は、令和4年3月1日の5歳～11歳の人口により算定

◆厚生労働省ホームページ



◆首相官邸ワクチン特設ページ



- 厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター
☎0120・761・770
(午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)
 - 厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター
☎0570・022・567
(午前8時～午後5時、土日・祝日も実施)
- ※新型コロナウイルスの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページまたは首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

接種日と予約方法

接種は毎日実施します。接種券一体型予約票等書類一式を持参のうえ、診療時間内に千葉内科医院窓口にて予約をしてください。
6月以降のワクチン接種の日程は次のとおりです。

1回目接種日	2回目接種日	定員
6月21日(火)	7月12日(火)	25人
6月22日(水)	7月13日(水)	20人
6月24日(金)	7月15日(金)	25人

- ▼接種場所 湖東厚生病院
- ▼予約方法
●電話 予約専用ダイヤル
☎0570・666・764
(午前9時～午後4時)
- ▼受付 6月8日(水)～6月10日(金)
- ウェブ(24時間受付・受付初日は午前9時から)
- ▼受付 6月8日(水)～6月12日(日)

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種が始まります

国の方針を受け、4回目接種は新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、対象者を限定し実施することになりました。

- ▼対象者
新型コロナウイルス3回目接種済みの次の方
●60歳以上の方
●18歳以上60歳未満で「基礎疾患のある方」(「その他重症化リスクが高い」と医師が認める方)
- ▼接種間隔
3回目接種日から5か月経過後
- ▼接種券送付時期
60歳以上の方
4回目の接種券は、6月中旬以降に順次発送します。
- 18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方等
3回目接種を終えた方に、後日通知を発送しますので、通知に記載されている申請方法等に基づいて申請してください。
- ▼接種開始時期
令和4年7月から、順次接種を開始できるよう準備を進めています。
詳細については、決まり次第個別通知

※7月以降もワクチン接種は実施します。詳細については、決まり次第町広報・ホームページ等でお知らせします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため 町民の皆さまへのお願い

- 身近な場所での感染拡大が続いていることから、感染防止対策の徹底に努めるようお願いします。
- 県外との往来は訪問先等の感染状況を踏まえて慎重に判断する。
往来する場合は、帰宅後の健康観察を徹底し、必要に応じてPCR検査等により感染防止対策を図る。
 - 従来と同様に手指の消毒、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、うがい、三密の回避といった基本的な対策を徹底する。
 - 混雑した場所など感染リスクの高い場所を避ける。
 - 不特定多数による飲食を伴う会食は控える。
 - 咳、発熱、喉の痛み、体のだるさ、味覚、嗅覚の異常を感じたときは、無理に外出せず速やかに「かかりつけ医」に電話で相談する。

発熱などの症状があり受診を希望する場合は まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ▶あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)の電話番号
☎018・866・7050 (24時間受付)
☎018・895・9176 (8:00～17:00受付)
☎0570・011・567 (8:00～17:00受付)

生活支援臨時特別給付金事業を実施しています

▶家計急変世帯
住民税非課税世帯に該当する方以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの1年間の(給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の経常的な)収入見込額が住民税の非課税となる水準に相当する額以下である世帯が該当しますので、町総務課または町ホームページから申請書を取得し、記入のうえ関係資料を添付し町総務課へ提出してください。
申請期限は、令和4年9月30日(金)です。忘れずに申請をお願いします。
※前記に関わらず、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。
町総務課(☎852・5332)